

2019年度 発達障害の可能性のある児童生徒の多様な特性に応じた  
合理的配慮研究事業 成果報告書（I）

実施機関名（茨城県教育委員会）

## 1. 問題意識・提案背景

本県においては、発達障害等特別な教育的ニーズのある幼児児童生徒への適切な指導や必要な支援の充実、校種間の切れ目ない支援体制の整備、教職員の特別支援教育に関する専門性の向上が課題であると捉え、平成30年度より本事業に取り組み、通級による指導の充実を図るとともに、学校における合理的配慮の決定・提供に関する実践研究を進めてきた。

実践研究においては、中学校5校、高等学校1校を拠点校とし、特別支援教育の専門性を有する「特別支援教育授業改善アドバイザー」を派遣し、発達障害等特別な教育的ニーズのある生徒への指導方法等について助言を行ったり、拠点校で実施した研修会において講義を行ったりすることで、担当教員や通常の学級担任も含め、学校全体の特別支援教育に関する専門性向上及び校内支援体制の充実を図ることができた。また、本事業の取組を通して地域における特別支援教育に関する研修会の充実が図られたことにより、合理的配慮の基本的な考え方についても一定の理解を図ることができた。

しかし、学校教育においてよりよい合理的配慮を提供するためには、学校、本人や保護者、その関係者すべてが、障害者権利条約や障害者差別解消法、合理的配慮提供の目的や考え方を理解していることが大切である。また、一度提供した合理的配慮を適切な時期に見直し、PDCAサイクルを効果的に回すことが求められる。

現状では、例えば、合理的配慮を決定する際に、本人・保護者と学校やその設置者等との話し合いの中で、子供の進路を含めた将来に予想される困難や、その困難の背景要因について、双方が共通理解するまでには十分に至っていない。特に、当事者である本人が、適切な支援を受けるために自分自身の特性を把握し自分にどのようなニーズがあるのかを発信する力を獲得するための支援（自己決定のプロセスへの支援）が必要であると考え。担当者だけではなく、適切な支援を学校全体が考え、提供できるような支援体制を充実させることや、関係機関との連携を図り地域全体における特別支援教育を一層推進していくことが大切である。

そこで、2年目となる令和元年度においては、平成30年度の成果を踏まえ、個別の教育支援計画や個別の指導計画を効果的に活用した学校全体の支援体制を充実させる取組や、関係機関との連携の推進、よりよい合理的配慮の提供に向けた取組等をとおして、県全体の特別支援教育の一層の充実を図る。

## 2. 目的・目標

「特別支援教育授業改善アドバイザー」が、個々の障害の状態や教育的ニーズを十分に把握するための助言や、個別の教育支援計画等を効果的に活用した合理的配慮の決定・提供について、また、自立活動に関する指導方法等に関する助言・援助を行うことにより、授業改善や担当教員の専門性向上を図る。

また、通常の学級における、個別の実態把握に基づいた適切な合理的配慮の提供や、通級による指導との関連について実践研究に取り組み、指定校を拠点とした地域で成果を共有することにより、校内外の特別支援教育の一層の充実を図る。

### 3. 主な成果

#### (1) 「特別支援教育授業改善アドバイザー」の派遣による拠点校への支援

##### ア 通級による指導担当教員の専門性向上

拠点校1校につき、特別支援教育の高い専門性を有する臨床心理士や教員OB等の特別支援教育授業改善アドバイザーを各10回、延べ60回派遣し、1回の派遣につき3時間程度の助言等による支援を実施した。

派遣時には、通級による指導や通常の学級の授業参観を通して指導方法・内容についての助言等を行ったり、地域の特別支援教育担当者や管理職と研究協議を行ったりすることで、通級による指導の担当教員の専門性向上を図ることができた。

##### イ 学校全体の特別支援教育に関する専門性の向上

特別支援教育授業改善アドバイザーが、拠点校の実情に応じて通常の学級の授業参観を実施し、特別な配慮が必要な生徒へのかかわり方や支援方法についての助言等を行ったり、校内の研修会において発達障害等の特性や対応についての講義を実施したりすることで、特別支援教育の理解が推進され、支援方法の改善が図られるなど、学校全体の特別支援教育に関する専門性の向上を図ることができた。

#### (2) 指定校における実践（事例）研究

##### ア 個別の指導計画・個別の教育支援計画の活用

校内で定期的開催される特別支援教育に関する支援会議等において、個別の指導計画・個別の教育支援計画を活用することで、教職員が生徒の状況や関わり方を適切に理解し、学校全体の共通理解を図ることができた。

##### イ 地域における関係機関との連携、支援体制の推進

拠点校における研修会の講師や支援会議等では、地域の保健センター等の福祉機関との連携が推進され、福祉機関の役割や連携の具体的な進め方について等、地域における関係機関との連携に関する理解推進を図ることができた。

また、拠点校においては、校内支援会議の対象教職員を拡充したり、特別支援教育授業改善アドバイザーの助言等を活用したりすることで、校内における支援体制の推進を図ることができた。

#### (3) 市町村教育委員会、教育事務所と連携した運営協議会の運営

拠点校において市町村教育委員会、教育事務所等と連携した運営協議会を実施した。運営協議会では、拠点校や地域における事業の取組状況について把握するとともに、事業執行上の指導・助言を行い、事業目的の共通理解の下、地域の実情に応じた取組の充実を図った。

#### (4) 合理的配慮普及推進に係る研修会等による成果の普及

##### ア 合理的配慮普及推進に係る研修会

文部科学省に合理的配慮普及推進に係る研修会等への関係職員派遣を依頼し、各学校の設置者を対象にした研修会を実施した。延べ77人が参加し、合理的配慮についての理解推進を図ることができた。今後は、それぞれの職務に応じ、研修会の内容について周知を図っていく。

##### イ 成果報告会による事業の成果の周知

令和2年2月、市町村教育委員会特別支援教育担当指導主事等、中学校通級指導教室設

置校，高等学校特別支援教育コーディネーター等を対象にした成果報告会を実施し，拠点校の取組について周知した。

成果報告会のアンケート結果においては，『合理的配慮の提供について』，「大変参考になった」と「参考になった」が合わせて97%，『通級による指導の実際について』，が95%，『校内支援体制の充実に向けた取組について』が94%という回答が得られ，各拠点校の取組を通して，本事業の成果の周知を図ることができた。

#### ウ 合理的配慮実践事例集による成果の周知

平成30年度に作成した事例集の2冊目として，個別の教育支援計画との関連を明確に示した各指定校の事例による合理的配慮実践事例集を3,000部作成し，県内の国公立の幼児教育施設，小学校，中学校，高等学校等に配付し，本事業の成果の周知を図った。

#### エ 成果の検証

拠点校における研修会後にアンケートを行い，延べ197人から回答を得た。研修会を通して『参考となった内容（複数回答）』に，『合理的配慮の決定・提供について』が最も多く（50%），次に『通級による指導の授業づくり』や『校内支援体制について』の回答が続いた。参加者からは，研修会を通して「研修会の講義の内容について，自校での周知を図り，校内における特別支援教育の理解推進を図っていききたい」という感想や「発達障害等特別な教育的ニーズのある生徒への支援方法・内容についての理解が深まった。」「研修会で得た専門性を活用していききたい。」という感想等，地域における特別支援教育に関する専門性の向上が期待できる内容が多く寄せられた。

本事業を通して得られた成果については，今後も研修会等の機会に各学校等において事例集を活用した協議会を実施するなど，継続的に周知を図っていく。

#### 4. 拠点校における取組概要

##### ① 発達障害の可能性のある児童生徒のつまずきや困難な状況の認識・理解及び、適切な実態把握による合理的配慮の提供に関する研究

(イ) 通常の学級担当教員が児童生徒の実態把握に基づき、個別の指導計画及び個別の教育支援計画を効果的に活用し、合理的配慮の実践を行う研究

##### a. 拠点校 水戸市立第一中学校

○事例の対象生徒について

No	学年	障害名	障害の状態, 学習の状況等
1	1	自閉症スペクトラム 注意欠陥多動性障害	ストレスに対する耐性が弱く、自分の髪の毛を引っ張る、鉛筆を折ってしまう等の行動が見られる。また、他者とのコミュニケーションをとることを苦手とし、グループでの活動に抵抗がある。 運動面に不器用さがあり、特に器械運動に苦手意識をもっている。

○校内支援体制の充実に向けた取組

校内研修会やケース会議等においては、生徒の実態把握や障害種からの困難さに対する理解、また合理的配慮の在り方等について特別支援教育授業改善アドバイザーによる具体的な指導・助言を得ることができた。職員の特別支援教育についての理解が深まり、特別な配慮を必要とする生徒への支援体制の充実を図ることができた。また、市子ども発達支援センターや近隣の幼児教育施設における、特別な配慮を必要とする幼児への支援体制や通級による指導の様子を参観する等、地域の施設との連携を深めることができた。

○通常の学級における指導の充実

事例の対象生徒の在籍する学級を中心に、特別支援教育授業改善アドバイザーによる授業参観を実施した。通常の学級の担任は、生徒の実態把握や支援方法、環境面の整備等について助言を得るとともに、合理的配慮やユニバーサルデザインの考えを取り入れたすべての生徒が授業に参加できる、分かりやすい指導の工夫に取り組んだ。

対象生徒においては、多くの授業場面で、個別の支援計画に基づいた支援や合理的配慮が提供された。状態等に応じた支援により、各教科の授業において力を発揮する姿が見られた。

○事例の対象生徒への支援

通級による指導では、週2回、対象生徒が自分自身を見つめながら自己肯定感が高められるよう支援するとともに、コミュニケーションのスキルを身に付けることを目的にゲーム的要素を含んだカウンセリングボードゲーム等を取り入れてきた。質問に対して、最初は「特にありません。」という答えが多かったが、回を重ねるごとに、「悪口を言われて、頭にきた。」等、学校生活の中での様々な場面における自分の気持ちを話すことも増えてきた。自分の気持ちを話すことでストレスを上手に発散できるようになり、自分の得意なことにも目を向けられるようになってきた。

○合理的配慮の提供事例

##### 【③-2 発達, 障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮】

パーティションで仕切られたクールダウンスペースを通級指導教室に設置し、通常の学級において感情が不安定になったときには、近くの教職員にストレスカードを示して、クールダウンスペースを活用し自分で感情を落ち着かせることができる配慮を行った。

## b. 拠点校 日立市立大久保中学校

### ○事例の対象生徒について

No	学年	障害名	障害の状態, 学習の状況等
1	2	(自閉的傾向) てんかん	知的発達 は年齢相当だが, 同年齢とのコミュニケーション能力に課題が見られる。相手の気持ちを読み取ったり自分の思いを伝えたりすることが苦手である。
2	3	学習障害	平成 26 年に LDI-R の検査を行い, LD の可能性が高いことが予想された。急な変更や学習・進路等に対する不安から, 教室や学校へ行くことを渋ることがある。

### ○校内支援体制及び地域における支援体制の充実

特別支援教育授業改善アドバイザーから, 個別の指導計画及び教育支援計画を効果的に活用した合理的配慮の提供について, 指導や助言を受け研究を進めることができた。

拠点校を中心とした近隣の小・中学校教員を対象にした研修会では, 福祉機関と連携し, 就労を踏まえた地域における支援体制についての講話等をとおして, 小・中学校間における校種間の連携について共通理解を図ることができた。特別支援教育担当を中心として, 各研修会を積み重ね, 地域における特別支援教育の支援体制充実に向けた取組を進めた。

校内支援体制においては, 生徒指導担当や校内課題研究担当と連携し, 困難さのある生徒の特性に配慮した合理的配慮について, 教職員の共通理解の下, ユニバーサルデザインによる学びやすい環境の充実を図った。

### ○事例の対象生徒への支援

No. 1 の生徒へは, コミュニケーションに困難さがあることから, 自信をもって相手に自分の思いを伝えることができるコミュニケーションスキルの支援や場やかかわり方の工夫により自己肯定感の向上を図る支援を行った。

No. 2 の生徒は, 書く活動が苦手なため学習内容の確実な定着が図れなかったり, 新しいことに対する不安感が強かったりするため, 学校や教室へ行くことを渋る傾向があった。また, 受験や進路に対する恐怖心が感じられたため, 基礎的基本的な学習内容の確実な定着や将来を見通すことができる活動の場の提供をとおして, 学習意欲の向上を図る支援を行った。

### ○合理的配慮の提供事例

#### 【①-2-1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮】

会話や文章を成り立たせる要素である 5W1H の要素を取り入れた言葉カードの教材を作成した。言葉カードを見ながら発言するように支援し, 発言できたときには称賛することで自信がもてるようにするとともに, 言葉で自己表現ができるように支援した。

言葉カードの裏面は, 表面の地の部分と文字色を反転させ, 言葉カードを裏面にして提示することで, 意図的に省略したことを聞き手に理解してもらうことができるような工夫や, 場の雰囲気悪くしてしまう好ましくない言葉が書かれている NG ワードの言葉カードを示しながら, 会話する際のマナーを学ぶことができるようにした。

#### 【①-1-2 学習内容の変更・調整】

通常の学級での授業において使われるワークシートは, 事前に教師が一部を記入しておき, 書く分量の調整を行う配慮をした。

### c. 拠点校 鹿嶋市立高松中学校

#### ○事例の対象生徒について

No	学年	障害名	障害の状態, 学習の状況等
1	1	ADHD傾向	落ち着きがなく片付けが苦手である。 書字が乱れ, 板書の視写が正しくできない。 集中力に欠けるため個別の声掛けがないと学習が進まない。

#### ○校内支援体制の推進に向けた取組

特別支援教育コーディネーターを中心としながら, 通常の学級担当教員と通級指導教室担当教員, 特別支援学級担当教員が連携し, 合理的配慮の提供が本校の学びの場において適切に行われるようにした。個別の教育支援計画及び個別の指導計画をもとに決定した合理的配慮の内容を全職員が理解し提供できるよう体制を整えた。また, 特別支援教育コーディネーター, 特別支援学級担当教員, 通級指導教室担当教員, 通常の学級担当教員等で組織する合理的配慮検討委員会を校務分掌に位置付け, 相互授業参観にて, 本校の学びの場での合理的配慮の状況を確認し, 提供している合理的配慮の見直し, 改善を行い, 校内支援体制の整備を図った。さらに, 特別支援教育授業改善アドバイザーから合理的配慮検討委員会の取組や校内支援体制について指導・助言を受け, 改善を図ることができた。

#### ○個別の教育支援計画及び個別の指導計画の効果的な活用

合理的配慮の適切な提供及び通級指導教室, 通常の学級における指導の充実につなげるために, 指定校の学びの場の指導・支援について特別支援教育授業改善アドバイザーから指導を受けた。特別支援教育授業改善アドバイザーからの指導内容については, 全職員で共有し, 実践した。個別の教育支援計画及び個別の指導計画を効果的に活用し, それぞれの障害の状態や教育的ニーズに応じた合理的配慮を提供した。また, 特定の学習内容の習得が難しい点については, 基礎的な内容の習得を確実にすることを重視した学習内容の変更・調整を行った。さらに, 実態把握シートを作成し, 生徒の実態に合わせた自立活動の実施につなげた。これらについては, 特別支援教育授業改善アドバイザーからの指導・助言を活かし指導の充実を図るとともに, それぞれの学びの場における学びの実態を確認することで見直し, 改善を図った。

#### ○合理的配慮の提供事例

##### 【②-1 専門性のある指導体制の整備】

授業中, 姿勢が崩れたり, 書字が乱雑になったりする様子が見られ, 姿勢保持のための筋力の弱さや多動性の特性があることが考えられた。そこで, 作業療法士等の外部専門家と連携し, 授業参観等を通して, 困難さの背景について助言を得るとともに, 支援内容の課題や改善等について検討し, 改善を図った。

##### 【②-2 幼児児童生徒, 教職員, 保護者, 地域の理解啓発を図るための配慮】

各教科の担当者によって, 生徒が学習に集中できなかつたり, 学習に対する意欲をなくしたりすることがあった。そこで, 「合理的配慮チェックシート」を作成し, 全ての教員が授業の相互参観をとおして各教科の授業における合理的配慮の提供が適正であるかチェックを行い, 授業参観後に検討することをおして, 各教科の担当者と共通理解を図り, よりよい合理的配慮を提供できるための理解啓発を図った。

#### d. 拠点校 石岡市立石岡中学校

##### ○事例の対象生徒について

No	学年	障害名	障害の状態, 学習の状況等
1	1	ADHD	ADHDの診断を受け, その後, 転居に伴い, ○○協同病院で処方された薬を服薬している。自己表現が苦手で, 他者とコミュニケーションをとることが難しい。書くことに苦手さが見られる。
2	2	LD傾向	自己表現が苦手で, 人前では言葉を発することがほとんど無い。計算や書字に困難さがあり, 計算は, 数概念の確認等をしながらの指導を要する。

##### ○合理的配慮の提供に向けた合意形成のための取組

入学説明会等で合理的配慮の提供までの流れが分かるリーフレットを配付し, インクルーシブ教育について周知を図った。支援を必要とする生徒に対しては, 本人・保護者からの要望がない場合でも, 学校から働きかけて合意形成を図り合理的配慮を提供した。

合理的配慮については月に1度, 特別支援教育授業改善アドバイザーが来校した日に協議会を設定し, 合理的配慮の妥当性や当事者の状況を見ながら改善を図った。

##### ○校内支援体制の推進に向けた取組

合理的配慮の提供について必要性がある場合は, 学年会で検討後, 校内支援会議で支援方法等を協議し, 学校全体で支援を行うために共通理解を図った。

校内支援会議での内容については, 特別支援教育コーディネーターが本人・保護者に提案し, 本人と合意形成を図った。決定された合理的配慮については, 個別の支援計画に記入し, 全職員の共通理解のもとに提供した。

##### ○通常の学級担任の特別支援教育の専門性向上を図る取組

生徒の困難さに通常の学級の担任が気付けるように, チェックリストを用いて学年始めの会議等で共通理解を図ることができるようにした。また, 通常の学級担当教員は, つまづきのある生徒のための授業を考えることで, すべての生徒にとってわかりやすいユニバーサルデザインの授業づくりを推進させることができた。

##### ○地域における成果の周知

指定校を所管する教育事務所管内の市町村教育委員会や小中学校等を対象に成果報告会を実施し, 指定校における取組の成果を周知した。指定校の近隣14市町村から39名の教員が参加し, 指定校で行われた合理的配慮の内容や提供までのプロセスについて, 広く周知することができた。参加者からは, 中学校という思春期の時期に, 他の生徒と違う配慮を受けることに抵抗感を示す生徒が多いことから, 一つ一つ丁寧に合意形成を図っていった経緯について, 参考になったという意見が多く聞かれた。

##### ○合理的配慮の提供事例

###### 【①-1-2 学習内容の変更・調整】

書くことが苦手なため, 最後まで課題を終わらせることに困難さがあった。そこで, 書く量に配慮したワークシートを用意し, やる気をもたせ, 最後まで取り組めるように配慮した。

###### 【①-2-1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮】

読むことに困難さがあるため, 教科書・ワークシートへのルビ振りを行うことで, 読む

活動への不安を軽減し、学習活動へ取り組めるように配慮した。

e. 拠点校 茨城県立水戸南高等学校

○事例の対象生徒について

No	学年	障害名	障害の状態, 学習の状況等
1	3	不安障害, 自閉症の 疑い	1学年時には、授業に参加できず、相談室や保健室で過ごすことが多かった。2学年になって、徐々に授業参加できるようになったが、特定科目への授業参加は難しい。本人が興味をもつ理数系の科目では、黙々と課題に取り組むことができている。
2	2	自閉症ス ペクトラ ム, 注意欠 陥多動性 障害	小中学校時代、数学の授業時間内に経験した嫌な思い出を想起させ、学校へ登校したくない等訴えることから、障害によるフラッシュバックの疑いがある。特定のものへのこだわりから、授業に集中することが難しい。身体の動きにぎこちなさがあり、教師が手本とした動きを模倣することに困難さがある。

○対象生徒への支援

事例 No. 1 の生徒に対しては、騒がしいことを理由に授業参加が困難な状況にあったため、生徒との合意形成を図り、通級による指導において、対話を中心に、生徒が困難さや感情の整理を表出できるように支援した。また、体験的活動を取り入れたり、口頭での説明に視覚的補足を加えるなど、本人の特性に応じた支援を実施したり、グループ活動では役割をもたせて授業参加の意欲が継続できるように支援した。授業中の座席は、前方にすることで他の生徒の言動が視野に入らないような配慮や、少人数の授業では対面型の座席にして、本人のつまずきに対応できる配慮を行った。

その結果、保健室利用の回数が減り、体調面の改善が図られるとともに、授業態度も安定した。

事例 No. 2 の生徒は、過去の出来事を想起して授業参加が困難になることや、体調不良を訴えること、授業を飛び出したりすることがあった。このような状況に困惑した保護者から、合理的配慮の要望が出されたことから、生徒や保護者の願いを確認しながら、合意形成を図った。対話の中で、過去のネガティブな体験や心境を言語化して整理できるようにした。また、複数教員による指導体制をとり、生徒が不安な状況になった際には適切に言葉をかけられるような配慮を行った。授業に集中できるように、視覚的な支援を多く取り入れたり、不安になった状況に本人が無理なく対応できる方法を身に付けることができるように支援したりすることで、自信がもてるようにした。生徒は支援の結果、欠席等が減り、授業参加が日課通りにできるようになる等の変容が見られた。

○合理的配慮の提供事例

【①-1-1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮】

騒がしい状況が苦手な、そのような場所では耳をふさいだり、場所を移動したりといった対応をすればよいことが分からず、混乱しているような生徒の状態が見られた。本人との合意形成を図り、授業に複数の教員を配置し、状況等に応じて生徒を援助できる支援体制を整え、生徒自ら援助を求めることができるように配慮した。生徒から援助を求められた際は、騒がしい音を軽減できるようなヘッドフォンの使用を促したり、一時的に教室を移動して気持ちを落ち着かせたりするといった対応をとるようにした。

【①-2-1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮】

目に見えない物を想像する困難さや空間認知の困難さが考えられた。そこで、本人との合意形成を図り、立体的な教材を活用することで、学習内容が理解できるように配慮した。

③ 発達障害の可能性のある外国人の児童生徒や十分な支援が受けられず不登校により学校生活に支障をきたしている発達障害の可能性のある児童生徒に対する合理的配慮の提供に関する研究

(キ) 不登校により学校生活に支障をきたしている発達障害の可能性のある児童生徒に対する合理的配慮に関する研究

f. 拠点校 結城市立結城中学校

○事例の対象生徒について

No	学年	障害名	障害の状態, 学習の状況等
1	1	ASD (自閉症スペクトラム障害)	落ち着いて質問に答えることができ、知識も高い。学習面については、心配はあるが、まずは心の安定を優先する。見通しがもてないことや分からないことがあると不安が高まる。不安定な心の状態が落ち着き、生活のリズムを整え、登校できることが望ましい。

○生徒への支援内容

教育課程の工夫や通級による指導において、コミュニケーションを身に付けられるような支援を行った。具体的には、一日の生活や気持ちなどを絵や短い文章を用いて表現したり、ICT機器を用いた活動を取り入れたりする支援を行った。通級による指導のための教室を活用し、生徒の興味・関心を生かして動植物の世話をしたり、得意な手芸活動に取り組んだりすることで、一定時間、在校できるようになった。

○個別の教育支援計画及び個別の指導計画の効果的な活用

「個別の教育支援計画活用ガイドブック（茨城県教育委員会）」を参考にした個別の教育支援計画を活用した。まず、年度当初に支援内容や合理的配慮について保護者との合意形成を図った。次に、2学期に内容について見直し・二回の評価をした後、年度末に保護者にフィードバックするという流れをとった。内容については、保護者の同意を得るとともに、医療機関とも共有を図った。

また、個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成に当たっては、対象生徒ならびに保護者との面談やアンケート調査等によって得られた情報を各計画の中に反映させた。合理的配慮で必要な支援については、通常の学級担任、通級指導教室担当者、保護者など、関係職員等の共有を図り、支援体制を整えた。

対象生徒は、不安傾向が強く、時間管理や体調管理が苦手であったことから、生徒の体調に合わせた登校時刻や学習内容に変更・調整する配慮を行い、安心して学習できる環境づくりをベースに個別の教育支援計画を作成した。そして、学期ごとに年3回作成する個別の指導計画に反映させ、短期目標として、具体的な手立てを実施した。

○合理的配慮の提供事例

【①-2-3 心理面・健康面の配慮】

心身の状態に応じ、日課や時間を柔軟に変更した配慮を行うことで、自ら見通しを立てたり、時間や体調の管理を行うことができ、落ち着いて学校生活を送ることができた。

#### 【①－２－１ 情報・コミュニケーション及び教材の配慮】

話すことや対人関係に苦手意識があり、同学年の友達と適切なコミュニケーションをとることに困難さがあることから、ホワイトボード、ICT機器を活用し、生徒の行いやすいやり方でコミュニケーションを図ることができるような配慮を行った。

#### 【①－１－２ 学習内容の変更・調整】

本人の興味・関心を生かし、動植物の世話や裁縫を取り入れた活動や、ICT機器を取り入れた活動、生徒間の交流が図れるような活動を取り入れるなど、学習内容を変更・調整する配慮を行ったことで、生徒が主体的に取り組むことができるようになった。

### 5. 今後の課題と対応

#### (1) よりよい合理的配慮の提供に向けた取組

2年間の本事業への取組を通して、特別支援教育授業改善アドバイザーの派遣による指定校の特別支援教育担当者の専門性向上や学校・地域における特別支援教育に関する研修の充実を図ることができた。指定校においては、本人・保護者との合意形成の上に合理的配慮の好事例が蓄積され、支援を受けた生徒たちの変容した姿が何よりの成果となった。

また、福祉機関等の関係機関と連携した取組が推進されたことで、支援に関する情報共有が充実し、得られた情報を効果的に活用したケース会議等、特別支援教育コーディネーターが中心となった研修会等により校内支援体制の一層の充実が図られた。

しかし、よりよい合理的配慮の提供に向けた取組については、不十分な部分もあった。

学校教育において、よりよい合理的配慮を提供するためには、まず一つには、合理的配慮の提供においては、教員や学校、その設置者だけでなく、本人や保護者、その関係者すべてが障害者権利条約や障害者差別解消法等について、法的な整備等も含めて理解しておくことが大切である。その上で、合理的配慮提供の目的や考え方を理解することが求められる。

今後は、通常の学級担任や地域の関係者等を対象にした研修会の実施等、本事業で推進することができた研修体制の一層の充実を図ることができるよう、市町村教育委員会、教育事務所等との連携を図り、よりよい合理的配慮の提供に向けた取組を推進し、好事例の蓄積を目指したい。

#### (2) 校種間の円滑な接続に向けた、個別の教育支援計画の効果的な活用

本事業では、合理的配慮の提供について、個別の教育支援計画との関連を明確に示す工夫に取り組み、事例集として刊行し、県内の国公私立の幼稚園等、小、中学校、義務教育学校、高等学校等に配付し、成果の周知を図った。

一方、個別の教育支援計画を適切に引継ぐことに、困難さがある状況が見られた。理由の一つには保護者の承諾を得られないことがある。そのため、個別の教育支援計画を作成する時点で、保護者に対して個別の教育支援計画の目的や内容について理解推進を図り、支援を引継ぐことに対する効果を説明できる対応が大切である。

今後も、校種間の円滑な接続に向けた個別の教育支援計画の効果的な活用が図られるよう、担当教員の特別支援教育に関する専門性向上や学校全体で取り組む特別支援教育の充実に向け、各研修会等で周知を図っていく。

6. 拠点校について

(中学校)

指定校名：水戸市立第一中学校												
	第1学年				第2学年				第3学年			
	生徒数		学級数		生徒数		学級数		生徒数		学級数	
通常の学級	120		4		124		4		102		3	
特別支援学級	3		0		1		1		4		1	
通級による指導 (対象者数)	2 (1)		1		4		0		0		0	
	校長	副校長 ・教頭	主幹教諭 指導教諭	教諭	養護 教諭	栄養教 諭	講師	事務職 員	特別支 援教育 支援員	スクール カウンセ ラー	その他	計
教職員数	1	1	0	19	1	0	6	1	0	1	4	34

※特別支援教育コーディネーターの配置人数：1名

※特別支援学級の対象としている障害種：知的障害、自閉症・情緒障害

※通級による指導の対象としている障害種：情緒障害

※第1学年の生徒2名は第2学年に設置する自閉症・情緒障害特別支援学級に、1名は第3学年に設置する知的障害特別支援学級に在籍。

第3学年の生徒2名は第2学年に設置する自閉症・情緒障害特別支援学級に在籍。

(中学校)

指定校名：日立市立大久保中学校												
	第1学年				第2学年				第3学年			
	生徒数		学級数		生徒数		学級数		生徒数		学級数	
通常の学級	163		5		160		5		150		5	
特別支援学級	9		2		4		0		6		1	
通級による指導 (対象者数)	4		0		3		0		4		0	
	校長	副校長 ・教頭	主幹教諭 指導教諭	教諭	養護教 諭	栄養教 諭	講師	事務職 員	特別支 援教育 支援員	スクール カウンセ ラー	その他	計
教職員数	1	1	0	26	1	0	4	1	0	1	0	35

※特別支援教育コーディネーターの配置人数：1名

※特別支援学級の対象としている障害種：知的障害、自閉症・情緒障害

※通級による指導の対象としている障害種：LD/ADHD

(中学校)

(令和元年5月1日現在)

指定校名：鹿嶋市立高松中学校												
	第1学年				第2学年				第3学年			
	生徒数		学級数		生徒数		学級数		生徒数		学級数	
通常の学級	45		2		31		1		32		1	
特別支援学級	0		0		3		1		1		1	
通級による指導 (対象者数)	0				3				4			
	校長	副校長 ・教頭	主幹教諭 指導教諭	教諭	養護教諭	栄養教諭	講師	事務職員	特別支援教育 支援員	スクール カウンセ ラー	その他	計
教職員数	1	1	0	12	1	0	2	1	0	1	5	24

※特別支援教育コーディネーターの配置人数：1

※特別支援学級の対象としている障害種：知的障害，自閉症・情緒障害

※通級による指導の対象としている障害種：LD/ADHD

(中学校)

指定校名：石岡市立石岡中学校												
	第1学年				第2学年				第3学年			
	生徒数		学級数		生徒数		学級数		生徒数		学級数	
通常の学級	181		6		190		4		247		6	
特別支援学級	6		2		4		0		6		0	
通級による指導 (対象者数)	5		1		9		1		4		1	
	校長	副校 長 ・教頭	主幹 教諭 指導 教諭	教諭	養護 教諭	栄養 教諭	講師	事務 職員	特別支 援教育 支援員	スクー ルカウ ンセラ ー	その他	計
教職員数	1	2	0	27	1	0	8	1	1	1	0	42

※特別支援教育コーディネーターの配置人数：1人

※特別支援学級の対象としている障害種：知的障害，自閉症・情緒障害

※通級による指導の対象としている障害種：LD/ADHD

## (中学校)

指定校名：結城市立結城中学校												
	第1学年				第2学年				第3学年			
	生徒数		学級数		生徒数		学級数		生徒数		学級数	
通常の学級	208		6		187		6		195		6	
特別支援学級	12		2		8		1		6		2	
通級による指導 (対象者数)	2 (1)		1		0		0		2		0	
	校長	副校長 ・教頭	主幹教諭 指導教諭	教諭	養護教諭	栄養教諭	講師	事務職員	特別支援 教育支援 員	スクール カウンセ ラー	その他	計
教職員数	1	2	0	34	1	0	7	2	2	1	1	51

※特別支援教育コーディネーターの配置人数：1人

※特別支援学級の対象としている障害種：知的障害、自閉症・情緒障害

※通級による指導の対象としている障害種：情緒障害

## (高等学校)

指定校名：茨城県立水戸南高等学校												
課程	学 科	第1学年		第2学年		第3学年		第4学年		その他	計	
		生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数			
定時制	普通科（昼間制）	79	2	62	2	68	2	11	2			
定時制	普通科（夜間制）	17	1	16	1	1	1	8	1			
通信制	普通科	139	6	144	6	187	6	408	6			
通信制	ライフデザイン科	40	1	33	1	21	1					
	校長	副校長 ・教頭	主幹教諭 指導教諭	教諭	養護教諭	栄養教諭	講師	事務職員	特別支援 教育 支援員	スクールカ ウンセラー	その他	計
教職員数	1	3	0	63	2	1	29	6	0	1	10	116

※特別支援教育コーディネーターの配置人数：4名（昼間制2名、夜間制1名、通信制1名）

※通級による指導の対象としている障害種：言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他の障害（知的障害は除く）

## 7. 問い合わせ先

組織名：茨城県教育委員会

担当部署：茨城県教育庁学校教育部特別支援教育課